

# 奈良県立郡山高等学校いじめ防止基本方針

はじめに(学校の方針について)

いじめは重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成、進路選択等にも重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険が及ぶ恐れがある。本校においては、すべての教職員がこうしたことを共通認識し、教育活動全般において、「いじめを絶対にしない」、「いじめを絶対に許さない」という強い意志と実践力を身に付けさせ、いかなるいじめも存在しない、生徒が安心して学び、保護者が安心して通わせることのできる学校づくりを目指す。

そのために、教職員全員が一致団結して、一切のいじめを許さない、見逃さないという強い意志のもと、いじめ問題について深く理解し、洞察力や対応力を磨き、組織的にいじめ問題に取り組むことのできる態勢を整えるように努める。

## 1 いじめに関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

### (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。また、いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることも起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするだけでなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2 いじめ防止のための指導體制

### (1) いじめ防止等のための組織

本校においていじめの防止、早期発見、及び迅速な対応等に関する効果的な措置を行うため、「奈良県立郡山高等学校いじめ防止基本方針」(以下、学校方針)を策定するとともに、「いじめ問題対策委員会」(以下、校内委員会)を設置する。校内委員会は、生徒指導部長を委員長に、校長、教頭、各学年主任、人権教育部長、教育相談部長、養護教諭で組織する。また、個別事象については、必要に応じて担任や部活動顧問等関係教職員を加えることとする。

## (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの防止、早期発見、及び迅速な対応には、学校全体での組織的・計画的な取組が重要であることから、年間計画を定めるものとする。年間計画作成においては、定期的な校内委員会と職員研修の開催、保護者や関係諸機関との連携等に留意する。

## 3 いじめ問題への取組

### (1) 未然防止

いじめの未然防止には生徒理解が不可欠との観点から、学年当初の面談週間をはじめ、随時、個人面談に努める。

### (2) 早期発見

すべての教育活動において、生徒一人一人の微細な変化を見逃さず、いじめの兆しを早い段階で認知するよう努めるとともに、教職員間の情報交換や保護者との連絡を密にする。

### (3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒に対しては教育的配慮をふまえた毅然とした指導を行う。

### (4) 再発防止

いじめが一旦解決したと思われた場合でも、再発の可能性もあることを常に念頭に置き、継続的に見守る。

## 4 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告し、校内委員会により早急に事態の解決に当たる。

事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

## 5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても学校方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、学校方針が効果的に機能しているかについて、校内委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

令和5年度 いじめ防止等に係る年間計画

奈良県立郡山高等学校

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	・各学年会議 ・校務分掌会議 ・「相談室より」人権教育部より発行(通年)	・各学年会議	・各学年会議 ・生徒指導職員研修 ・特別支援教育・教育相談委員会①	・各学年会議 ・主任者会 ・人権教育推進委員会① ・いじめ問題対策委員会①	・各学年会議 ・校務分掌会議 ・職員研修(人権教育・教育相談)	
未然防止	・なかまづくりHR ・1年人権教育アンケート	・3年校外学習 ・1、2年人権教育HR ・育友会総会講演会	・3年人権教育HR ・授業観察週間	・「夏期休業中学生心得」 ・「人権作文」事前指導	・夏期休業課題「人権作文」	・文化祭解放研展示 ・3年人権教育HR ・1年奈良TIMEフィールドワーク ・2年修学旅行
早期発見	・個人面談週間 ・教育相談アンケート ・スクールカウンセラー招聘と活用(通年)	・中間考査後の個人面談		・いじめに関するアンケート(県) ・期末三者面談 ・「こころとからだのアンケート」(ストレスチェック)		・夏期休業後の個人面談

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		・各学年会議 ・授業アンケート ・特別支援教育・教育相談委員会②	・各学年会議 ・主任者会 ・いじめ問題対策委員会② ・人権教育推進委員会②	・各学年会議 ・校務分掌会議	・特別支援教育・教育相談委員会③ ・学校保健委員会・食育推進委員会 ・各学年会議	・いじめ問題対策委員会③ ・人権教育推進委員会③ ・1、2年学年会議 ・主任者会 ・年間総括と次年度計画
未然防止	・個人面談(進路・類型選択) ・3年人権教育HR ・薬物乱用防止教室	・各学年人権教育HR ・授業公開 ・教育講演会	・「冬期休業中学生心得」	・1、2年人権教育HR ・「人権作文集」発行	・1、2年人権教育HR	・「春期休業中学生心得」 ・合格者説明会
早期発見	・中間考査後の個人面談	・生徒実態調査 ・3年人権教育アンケート ・いじめに関するアンケート(学校)	・期末三者面談		・1、2年人権教育アンケート	

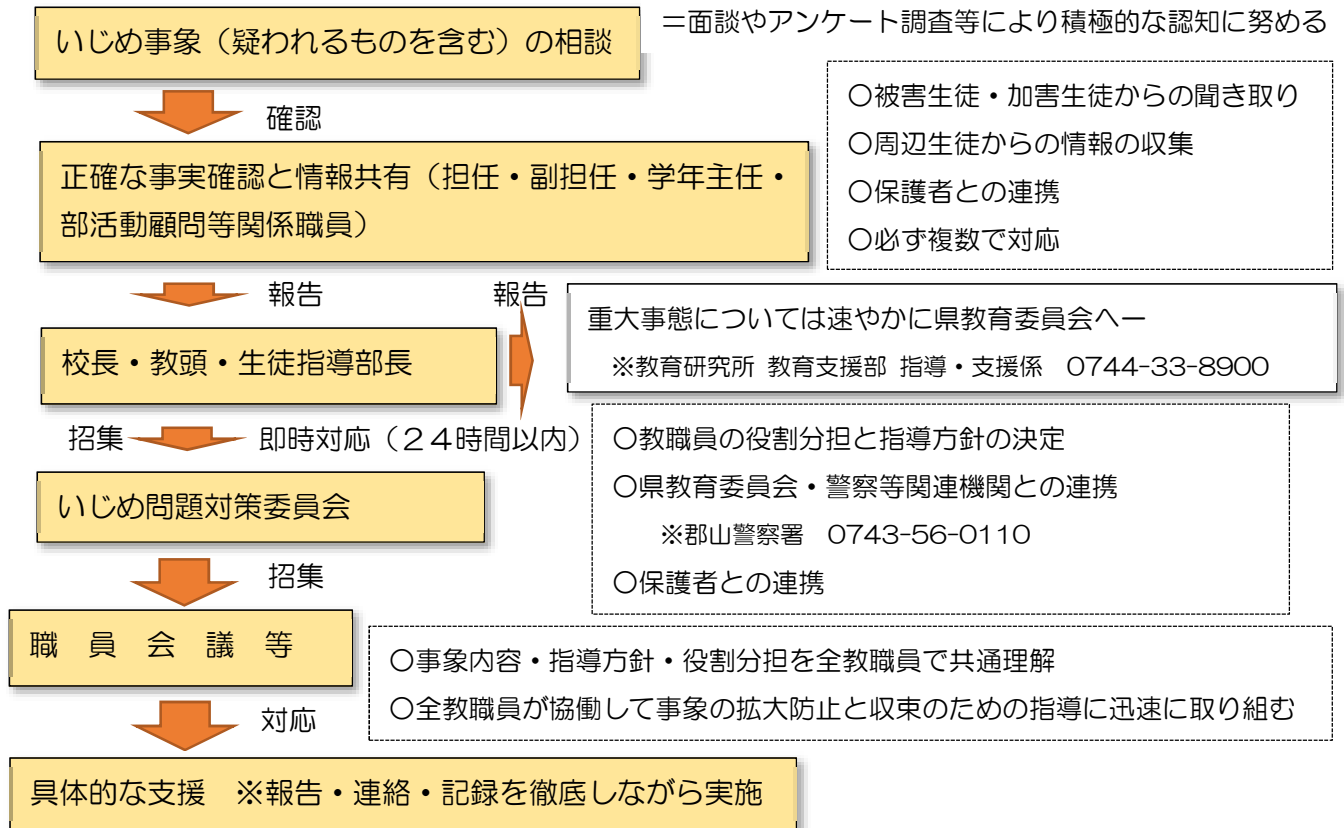
【未然防止と早期発見に向けて】

<p>○理想の集団づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく楽しく皆が安心して過ごせるクラスづくり</li> <li>・喜び、満足感、悩み等を共有できる部活動集団</li> <li>・一体感を感じられる学校行事</li> </ul> <p>○人権意識の高揚と豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の充実発展</li> <li>・規範意識の育成</li> <li>・道徳教育の充実</li> </ul> <p>○情報教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラルに関する指導</li> <li>・フィルタリング利用啓発</li> </ul>	<p>○相談体制の充実と生徒の様子の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談委員会の定期的開催</li> <li>・教育相談部会の定期的開催とその周知</li> <li>・家庭・地域との密接な連携と情報交換</li> <li>・スクールカウンセラーとの連携と情報交換</li> </ul> <p>○情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修の複数回実施</li> <li>・学外研修会参加、その内容を全職員に周知</li> <li>・個人面談、三者面談を通じての情報収集</li> <li>・生徒対象アンケート調査の複数回実施</li> <li>・スクールカウンセラーを介しての情報収集</li> </ul> <p>○情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生徒調査票」の有効活用と適切な引き継ぎ</li> <li>・学年会議、主任者会、職員会議での情報共有と共通理解</li> </ul>
--	--

# いじめ問題対策委員会

校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・人権教育部長・教育相談部長・養護教諭・関係職員  
 ※必要に応じてスクールカウンセラーが参加。

## 【組織対応の流れ】



被害者への支援 (共感的に受け止める)	○伝えること	学校として「何としても守る」という姿勢／プライバシーの保護
	○確認すること	身体の被害状況（診断書）／金品の被害状況／カウンセリングの必要性／警察への被害申告の意志
	○留意すること	再発や潜在化／保護者への説明と保護者の考えの確認
加害者への指導 (毅然とした態度で)	○伝えること	いじめは決して許されない行為であること／いじめられた側の心の痛み／自分の行為が重大な結果に繋がった
	○確認すること	カウンセリングの必要性
	○留意すること	加害者の心理的背景（ストレス・自己存在感等）／加害者が被害者になること／保護者との連携
友人・知人への指導・支援 (みんなを守るという姿勢)	○伝えること	いじめられた側の心の痛み／観衆や傍観者も加害者であること／プライバシーの保護
	○確認すること	カウンセリングの必要性
	○留意すること	観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者等と連携した取り組み

県教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・速やかに県教育委員会に報告。必要に応じて警察等関係機関と連携
- ・県教育委員会の指導のもと、管理職を中心とした組織的、迅速な対応
- ・事案により、当事者の同意後、説明文書の配布や緊急保護者会の開催の検討
- ・マスコミ等の対応は管理職が窓口

○主な相談窓口

機関名・電話番号	曜日	時間
あすなろダイヤル 0744-34-5560	平日	9:00~17:00
24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310	「あすなろダイヤル」の相談時間帯は「あすなろダイヤル」に、それ以外の時間帯は「奈良いのちの電話(0742-35-1000)」に転送	
メール相談『悩みならメール』 soudan@soudan-nara-mail.jp	『悩みならメール』のアドレスに相談メールを送信	
奈良県中央こども家庭相談センター 0742-26-3788	月～金曜日	9:00~17:00
奈良県高田こども家庭相談センター 0745-22-6079	月～金曜日	9:00~17:00
24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310	年中無休	
奈良すこやかテレフォン (社福)奈良いのちの電話協会 0742-35-1002	・月～金曜日 18:00~21:00 ・土・日・祝日 10:00~16:00	
チャイルドラインなら 0120-99-7777	月～土曜日	16:00~21:00
ヤング・いじめ110番 [奈良県警察少年サポートセンター] 0742-22-0110	月～金曜日 ※祝日、年末年始を除く	8:30~17:15